

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 13 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 14 号

答 申 書

第 1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁が平成 30 年 10 月 4 日付けで行った債権差押処分（以下「本件処分」という。）により、請求人は、給与の前払いを受けられなくなり、家賃・食費の確保が困難な状況となった。十分な実情調査を行わずに請求人を生活困窮に追い込む徴収方法は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）や自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に反する行為であり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

処分庁は、平成 28 年度及び平成 29 年度分の市民税及び道民税（以下「本件各税」という。）のうち、本件処分の日までに請求人が完納しなかったもの及び本件処分の日までに請求人が完納しなかった本件各税に係る延滞金（以下これらを「本件徴収金」という。）が督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されなかったため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の規定に従って本件処分を行い、差し押さえた金額も国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定により差し押えが禁止される金額を除いたものであるから、本件処分は、適法かつ正当なものであり、請求人の主張には理由がない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 処分庁は、請求人に対し、本件各税の納税通知書を發送したが、請求人がそ

れぞれの納期限までに本件各税を納付しなかったため、処分庁は、請求人に対し、それぞれ督促状を発送した。

イ 請求人は、本件徴収金について、それぞれ処分庁が前記アの督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった。

ウ 平成30年10月4日、処分庁は、本件徴収金等を徴収するため、請求人が自身が勤務する会社（以下「本件会社」という。）に対して有する同年11月以降に支払期日の到来する毎月の給与及び賞与から国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額の合計額を除いた金額の支払請求権を差し押さえ、請求人に差押調書の謄本を、本件会社に債権差押通知書をそれぞれ送達した（本件処分）。

エ 平成30年10月19日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分等について

本件徴収金は、いずれも督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないため、地方税法の規定により、処分庁は、請求人の財産を差し押さえなければならないものであり、また、本件処分に当たっては、同法においてその例によるものとされる国税徴収法の規定に従い、請求人に差押調書の謄本を、本件会社に債権差押通知書をそれぞれ送達し、請求人の給与及び賞与のうち差押えが禁止された部分の金額を除いて差し押さえたことが認められる。

したがって、本件処分は、地方税法及び国税徴収法の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点はない。

また、請求人が給与の前払いを受けられなくなったことについては、請求人と本件会社との間の取決めであり、本件処分とは一切関係がなく、給与のうち差押えが禁止された部分は、請求人の手元に残るのであるから、家賃・食費の確保が困難であるとする請求人の主張には疑問を持たざるを得ない。さらに、処分庁は、本件会社に対して請求人の給与について照会し、回答を得た上で本件処分を行っているのであるから、処分庁の調査が不十分であるということはできず、生活困窮者自立支援法や自殺対策基本法において、本件処分を行うことを制限する規定は存在しない。

2 審理員審理の経過（日付は、平成30年）

10月31日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
--------	--

11月15日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
12月18日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
12月26日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、平成31年）

1月24日	審査庁から諮問
2月6日	第1回調査審議（平成30年度第12回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

市町村民税の滞納者が地方税法第329条第1項の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされているほか（同法第331条第1項第1号）、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る滞納処分等を行う場合は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて滞納処分等を行うこととされている（同法第334条）。

また、差押えに当たっては、差押調書を作成し、差し押さえた財産が債権である場合は、差押調書の謄本を滞納者に交付しなければならないこととされているほか、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することとされている（地方税法第331条第6項においてその例によるものとされる国税徴収法第54条第2号及び第62条第1項）。

一方、給与に係る債権を差し押さえる場合においては、給与収入が給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、その最低生活の維持に充てられるべき金額に相当する部分の差押えが禁止されている（地方税法第331条第6項においてその例によるものとされる国税徴収法第76条）。具体的には、給与のうち、①給与につき源泉徴収される所得税に相当する金額（同条第1項第1号）、②給与につき特別徴収される道府県民税

及び市町村民税に相当する金額（同項第2号）、③給与から控除される社会保険料に相当する金額（同項第3号）、④滞納者及びその者と生計を一にする親族に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額を勘案して政令で定める金額（同項第4号。国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条において、1月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）と定められている。）並びに⑤給与から前記①から④までの金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（同項第5号）の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができないこととされている。

また、賞与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給与であって、支給の基礎となった期間が1月であるものとみなして、差押えが禁止される金額を計算することとされている（国税徴収法第76条第3項）。

そこで、本件について見ると、本件徴収金はいずれも督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったため、処分庁が地方税法第331条第1項及び第334条並びに国税徴収法第76条第1項及び第3項の規定により、給与及び賞与のうち差押えが禁止されている前記①から⑤までの金額の合計額に達するまでの部分の金額を除いて本件処分を行い、同法第54条及び第62条第1項の規定により、請求人に差押調書の謄本を、本件会社に債権差押通知書をそれぞれ送達していることから、本件処分は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

なお、請求人は、処分庁が不十分な実情調査しか行わずに本件処分を行ったことにより、本件会社から給与の前払いを受けることができなくなったため、生活困窮に追い込まれている旨を主張する。

しかし、処分庁は、本件処分に先立ち、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、本件会社に対して請求人の給与等について調査を実施した上で、本件会社からの回答に基づき、給与生活者である請求人の給与及び賞与のうち、その最低生活の維持に充てられるべき前記①から⑤までの金額の合計額に達するまでの部分の金額を除いて本件処分を行っており、したがって処分庁が不十分な実情調査しか行わずに本件処分を行ったものとは認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鈴 木 光

委員 林 賢 一